

文部科学省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する 規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。が、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づき政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	【効果】 本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 【懸念・解消策】 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪） 地方公務員法34条（秘密を守る義務）	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3－1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考える。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
46	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島発政策提言において要望する中、昨年度文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」（通知）が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	地方への新しいひとの流れをつくり、教育における地方創生の実現につながる。	学校教育法施行規則	文部科学省	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県		福島県、塩尻市、南伊豆町、松茂町	○区域外就学制度を利用しやすいものにするためにも教育現場の負担軽減を図っていただきたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
115	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うなどの必要がなくなり、県・市町村・事業者とも相当の事務負担が軽減される。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎県、新潟県		旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、横浜市、川崎市、横浜井根、山梨県、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、和歌山市、岡山市、徳島県、徳島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ ○前市においても給保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例が複数発生している。また、認定こども園の施設整備に当たっては、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内容時期が遅れたため、施設整備のスケジュール的に政府関係の身体費や施設費の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する内示内報自体が補助金に充当され、事業費の確保が困難となり、事業の継続が本格的な解決に至っていない。 ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれが担当権限の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業が重複している。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 これまで複数の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。 このように、一方の省で繰越予算で繰越決定がなされると、適宜は明許繰越事業でも事故繰越事業となり、場合によっては、繰越そのものも認められない事業となっているため、制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 ○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の推進事項が一元化している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分断していることで、相当な事務負担が強いられている。 ○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱整備の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制約が複雑化することによる事務負担の増加が顕著になっている。 ○本市においても、提案市同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間と労し、申請が滞りつつあることも改善が必要である。 申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複投じているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築費が変更となる場合があり、原因が不明で発生するケースがある。事業費と補助金額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。 ○本市においても、施設整備交付金の活用を予定しており同様の支障が出ることが懸念されている。見直しを要する。 ○事務の簡素化には根本的な解決にならないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基本費も一本化され、按分等や必要交付申請等の事務も半減し、自治体にとってもメリットは大きい。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。補助手続きの際に、工事費を最小の単価から算分しなければならず、事業費が膨大となっている。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が支払われず事業費を負担する事例が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。 また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要のため、按分計算などの事務負担が非常に大いに増加し、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をしないことで修正他地方での補助金額に影響を及ぼすことなどあるの課題も生じている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。 ○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方に分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は取分けて計算する必要があるが生じている。定数等も重複が生じている。 また、H29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 ○【申請書類(市町村)上との支障】 給保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明細に区分できない共用部分は、クラス定員等により複線的に按分している。具体的には、保育費やトイレなどの各共用部分ごとに定算による按分計算を行い、その結果を算出して認定金と併当部分、幼稚園機能部分を出し、幼稚園機能部分を出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本家は不要である手続きが生じている。 【事業者等事務(都道府県)上の支障】 単一施設での整備に係る申請でどこからかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他地方での補助金申請額等にも影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、取組等の状況にある。また、安心・安全な基金の取組が滞り、H29年度、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきたおり、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」：国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 ○認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」：国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業費が複雑しづらい構造となっている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。 ○本県においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率であるため、財源を含めた手続の一元化を図るべきと考える。 ○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要がある。整備を取りやめざるを得なくなることと懸念される。 また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。 ○左記事例と同様に、補助申請費が一元化していることにより、事業者の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務の煩雑で負担が生じている。 そのため、一元的に対応が必要だと考える。 ○本県においても同様の支障事例がある。 事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かな区分が生じ、その考え方や算出方法において異なっており、取組が難しく、取組費用においても経費の重複が生じている。その結果的科料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なり、事務が煩雑である。 ○給保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文科省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設での整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の按分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変煩雑なものとなっている。 ○認定こども園の施設整備等を行う法人には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になるほかともならず、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利とされる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年決定される要綱に準拠して事業を実施する必要があることから、長期にわたる交付金創設に代わり、概算的の事業として位置づけ、年度1年度は同額も継続していただきたい。 ○本市においても、文部科学省と厚生労働省で内容の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。 ○本市においても同様に申請し、交付金の決定時期も遅く、交付金の決定時期に遅くとも、制度改正が必要だと考えている。 ○同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえず、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付工事について、認定こども園施設整備交付金では大型造具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。 また、それぞれ異なる取り扱いがなれるため、財産区分についてもそれぞれ異なる取り扱いになってしまっている。 ○近年、一定の改善がされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であること、平成29年度の当市における認定こども園新設事業において、認定こども園施設整備交付金の一方が一方的に予算規模の90%に圧縮されると、厚生労働省と文部科学省で統一する対応がなれておらず、財政的にも不安定・不慮感が生じている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
121	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	小学校英語教育の充 実に対応する専科指 導教員の配置要件の 緩和	小学校英語教育の充 実に対応する専科指 導教員の配置要件の緩 和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求め られているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上さ せる必要がある。 専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コ マ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は 措置されない仕組みとなっていて、地域全体の英語指導力の向上が図れない。 すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名 分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱え ている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく 導入することができるか懸念している。	専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指 導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質 を確保することができる。	公立義務教育諸学校の 学級編成及び教職 員定数の標準に関す る法律第7条第2項 H29.12.22文科省初等 中等教育局財務課長 事務連絡 「平成30年度公立義務 教育諸学校の研修等 定数等の計画に係る 資料の提出について」 (別紙)小学校の英語 教育の充実に対応す る専門人材の教育定 数措置について	文部科学省	群馬県、福 島県、茨城 県、栃木 県、新潟県		北海道、青森 県、仙台市、い わき市、須賀川 市、ひたちなか 市、埼玉県、横 浜市、川崎市、 相模原市、上越 市、田原市、京 都市、京都市、 大阪府、兵庫県、 大分県、香川県、 福岡県、熊本県	○新学習指導要領における小学校英語教育の授業時数増に伴い、全ての小学校において一定の英語指導力を有する 教員の育成が必要。 教員定数措置上、専科で担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、学級担任とのチームティーチングに より授業を行う場合は措置されない仕組みとなっており、学級担任も含めた本市全体の小学校英語指導力の育成を図 ることが困難なため、チームティーチングも含めた多様な指導形態の場合も定数措置の対象となるよう求める。 また、専科で担当する教員については、任用に当たっての要件が「中高英語の免許所有者であること」のほか、「OEFR 82以上(英検準1級程度等)の資格所有者」であること等、基準が高く、人材集めに苦労しているため、要件の緩和を求 める。 ○現行では、専科教員が単独で授業を実施することが、要件となっているが、広域分散型で小規模校の多い当団体 においては、単独で週24コマ実施することや、複数校兼務することが困難な状況である。また、小学校における英語の教 科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が期待される中、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある が、現行の要件では、専科教員が学級担任をサポートし、英語指導力の向上を図る仕組みではないことから、配置要件 の緩和を求める。 ○平成30年度、本市内の英語専科教員は1名配属されたのみである。また、市内には50校の小学校があるが、中学 校の英語の教員免許(専修、1種、2種)を所持している小学校在籍の教職員は30名に満たないのが現状である。 そのため、外国語及び外国語活動を推進できる教諭のない学校がほとんどであり、多くの学級担任が英語指導を行 うことに大きな不安を抱えている。各校の小学校校長からも現場の混乱や大変さが教育委員会に報告されている。 ○小学校における英語の教科化に伴い、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。町教育委 員会においても、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。小学校英語教育の充 実に対応する専科指導教員の適正な配置が必要と考える。 ○多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えているため、専科指導教員が学級担任をサポートできるよ うにすることで、学校担任の指導力が向上する。本市では小規模校が多いため、専科指導教員が24時間授業を行った めには、3〜5校兼務する必要があるため専科教員の負担が大きく、専科指導教員が確保できない。 ○本市のような小規模化が進む自治体では、英語の専科加配の配置要件を満たす小学校は無く、今年度も2校掛け持 ちでやっと要件をクリアした状態である。今後は、それも非常に苦しい実態があるため、英語専科加配は見込めなく なる。そうした小規模化の進む学校に対しても、小学校英語教育の充実を図ることができる施策にしていきたい。 ○英語専科は、チーム・ティーチングでの活用ができないため、学級担任の指導力の向上につながらない。 ○本市においては、英語に関して専科教員が未配置であるが、専科教員の配置要件が緩和されれば、活用の充実に 図られ、学級担任のみならず、児童との望ましい関係性が構築しやすいと思われる。その関係性が英語力の指導力 向上につながると予想される。 ○本県においても、小学校の英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。 このため、英語力・指導力の高い中核となる教員を育成し、全小学校に配置するとともに、その教員を巡回指導する教 員の配置をすることで推進体制を整備している。しかし、巡回指導する教員は、国の専科指導教員の対象外となってい るため、専科指導教員の配置要件の緩和により、配置を拡充することができる。 また、専科指導教員の加配定数は、すべての小学校に配置されるわけではなく、特に、小規模校が多い地域につい ては授業時間分しか加配措置の対象ではないことで、今後、配置が困難になることが懸念される。学校の規模に関わらず 専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語 指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。 ○本県では、平成27年度から29年度までの3年間、文部科学省指定「外国語教育強化地域拠点事業」を行う中で、英 語専科の加配教員が学級担任をサポートする形で授業に入っていた。その結果、学級担任一人ひとりの指導力が向上 し、児童の学習意欲や学力においても成果が見られた。また、担任からも指導力を向上すると同時に、負担軽減になっ たという声も上がっている。英語専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学校担任の指導力が向 上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。 ○英語専科指導教員の配置要件が厳しく、多くの小学校では学級担任が英語の授業を行っている現状がある。 そのため学級担任の英語指導力の向上が急務であるが、専科指導を行う加配教員は、教員定数措置上、専科指導を 行う授業分しか算定されず、チームティーチングや学級担任をサポートする時間をとることができないため、専科指導 教員を活用した学級担任の英語指導力の向上が図れないことが課題である。 また、英語専科教員の資格要件が厳しく、専科教員の確保自体が困難でもある。 ○専科指導教員の専門性に係る要件が厳しく、抱える教員に限られている現状。特別免許状制度の活用など検討し ているが、国の中央研修実習者等、高い指導力を有し地域の英語教育リーダーとして活躍している教員が専科指導を担 えるように配置要件を緩和することで質の高い英語教育の実施につながる。 また、国は専科指導の体制をどこまで拡大するのか、これまで示してきた担任が指導する方針との関連をどうするのか 早急に示すべき。例えば、市町村では、国の専科指導を進めた場合、担任が授業する経験(参観も)がなくなり、指導力 向上の機会が減少することとなる。そのため、専科指導の活用を躊躇している状況も見られる。 ○英語専科指導教員は単独指導のみが認められているが、複数の学校を兼教している専科教員もあり、児童生徒との 接点が英語の授業としての週1時間程度しかない中で、専科教員1名で児童生徒の成績評価をしていくのは厳しいと考 える。 また、学級担任が外国語の指導をするにあたり、指導力の向上が今後の課題である中で、高い専門性を有する専科 教員とチームティーチングを行うことで、指導力の向上が図れると考える。 ○英語専科指導教員の授業時数(1週間あたり24コマ)が決まっているため、配置が困難で、複数の小学校を兼務し ている事例が生じている。授業時数の制限を撤廃するか、各都道府県の政策や実態に応じた弾力的な運用を認めてい ただきたい。 ○教員定数算定の上で必要な時数を満たすため、複数校で指導を行っており、専科教員が多忙を極めている。 専科教員が学級担任とともにチーム・ティーチングを行う場合は、教員定数算定上は対象外となることから、必要な 時数を満たすためにチーム・ティーチングは行っていない。このため、特に児童理解が求められる年度初めの指導に 支障を来している。 専科指導教員が学級担任をサポートしたり、学級担任とチーム・ティーチングを児童の状況等に応じてできるように することで、専科教員と学校担任の指導力が向上するとともに、英語に関する指導力が向上し、小学校における英語教 育の質を高めることができる。 以上のことから、教員定数算定上の必要時数を緩和していただきたい。 ○本県では、特に山間部等の地域において専科指導教員の配置要件を満たす人材がおらず、多くの学級担任が英語 指導を行うことに大きな不安を抱えている。 専科指導教員の授業時間の算定が見直され、近隣の学校訪問が可能になれば、地域全体の英語指導力の向上及び 英語教育の質の確保に繋がる。 ○小規模校が多い県では、1校のみで24コマを指導することは難しく、配置校が限定される。また、兼務をする場合 でも学校間の距離が長く、専科教員の負担となっている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
125	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 【支障事例】 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	【行政の効率化】 支給金額の確認に係る事務作業がなくなり、事務負担が大きく減る。 【住民の利便性の向上】 用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減る。また、手続の煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給されるようになり、より法の趣旨に対応した制度となる。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	岡山県		北海道、八戸市、福島県、所沢市、川崎市、平塚市、山梨県、多治見市、静岡県、浜松市、田原市、京都府、大阪府、東大阪市、島根県、玉野市、広島県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	○ネットショッピングやポイント(割引)制度等で実費の確認が複雑になっており、定額支給にすることにより保護者・職員の負担を減らすことができる。 ○【現状・支障事例】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(集金袋や領収書、学年だより等)を添付して提出を求めている。 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。 ○【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、教育委員会が内容を確認のうえ、本道への請求額を決定し、その後事務局職員が同じ書類を確認し、請求額が正当なものであるかを審査し、支給額を決定している。 【支障事例】 当団体では、71校の幼児児童生徒約5,500人(平成29年度実績)を対象に特別支援教育就学奨励費の支給を行っており、その事務量は膨大である。 当団体の広域性から学校から遠方に居住している保護者も多く、学校へのレシート等の提出が負担に感じている保護者も少なくない。 また、近年、電子マネーやインターネットの普及に伴い、学用品等の購入方法が多様化していることから、支給対象となる品目以外に支払い方法や確認書類(レシート等)に関する保護者等からの問い合わせが増加している。 ○保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。 ○提案のとおり、本市でも特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出等を求めており、それを学校職員が確認後、教育委員会が支給金額の決定をしている。そのため、レシートの内容及び金額を確認する必要がある、大きな負担となっている。 また、保護者は学用品購入時等のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。 このようなことから、当該購入費を支弁区分に応じ定額支給化することにより、事務負担の軽減につながり、また、手続きの煩雑さから未申請であった世帯にも支給が可能となる。 ○学用品・通学用品、寄宿舎居住に伴う経費等は、学校生活を送る上で必ず必要となる経費であり、特別支援教育就学奨励費では、保護者が購入に要した実費を支給対象としている。 実費の確認方法は、レシート等の提出を求め、内容確認後、支給対象及び金額を決定し、支給している。 制度上、レシートの紛失などの理由により保護者が購入したことが確認できない場合は、支給することができない。このため、保護者にはレシート等の保存及び提出が大きな負担となっており、実費の確認ができない場合は、自己負担となってしまう。 また、事前支給ができないため、新入学時に必要となる経費などは、経済的な負担も大きい。 ○本市においては、学用品金額の確認・確定処理は各学校に処理を依頼しておりますが、学用品の金額の確認および確定作業は煩雑であり、教員の負担にもつながっている現状があります。 また、学用品・通学用品に当たるか否かという判断ができればなる場合も多く、学校からの大変多くの問い合わせに教育委員会事務局の職員も負担感を感じています。学用品・通学用品が定額支給になることにより、学校現場、事務局職員の負担感が軽減できることから趣旨に賛同します。 ○【支障事例】 本市でも岡山県同様、購入に要した実費を保護者から提出されるレシートをもとに、職員が確認後支給金額の決定をしている。 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。例年レシートの一部または全部を紛失する保護者が多く、実際には学用品等を購入しているにも関わらず補助を受けられないケースが発生している。就学援助費と比較した場合、就学援助費の方が支給金額が多いにも関わらず定額で支給している自治体が多く、就学奨励費だけレシートの保管・提出を求める理由が保護者へ説明しづらい。 ○【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、実費支給であるため、保護者から提出されたレシートをチェックし集計して支給事務を行っている。 職員はレシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者はレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。また、年度末の年間支給額集計に際しても、レシートが順次提出されるため、修正作業が何度も発生した。 ○本市においても、実費支給に当たり保護者から領収書・レシートの提出を求め教職員が確認している。 特に、入学前に保護者が購入する新入学学用品費については、領収書・レシートを保管しておくよう入学前に周知する必要がある。案内のための業務が発生している。 大半の児童生徒が限度額での支給となるが、限度額を下回る児童生徒については領収書・レシートの紛失によるものが多く、支給できない旨を説明するに当たり、保護者とのトラブルとなることもあり教職員に負担がかかっている。 定額支給とすることにより、教員の多忙化解消及び住民の利便性向上につながるが期待できる。 ○特別支援教育就学奨励費における学用品・通学用品購入費等の支給については、実費支給(上限額あり)となっており、学校では保護者から提出されたレシート・領収書等の内容確認や集計等の事務作業が、支給可否の判断も含め、膨大となり事務負担となっている。一方、保護者においても、レシートの保管や提出手続きの煩わしさ等から、受給が可能であるにもかかわらず申請を見合わせるケースも見受けられる。また、低所得世帯の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金事業においては、学用品費等、授業料以外の教育費が定額支給で行われていることから、高校生の兄弟姉妹等を持つ保護者にとっては分かづらい制度ともなっている。なお、ケースによっては定額支給額に見合う学用品等が児童生徒本人のために使われない懸念が懸念されることから、その使途については何らかの確認が必要であるものの、学校において通常必要とされる学用品等については、一定程度、どの児童生徒においても必要であると思われる。こうしたことから、適切な支給限度額の検討を行ったうえで定額支給とすることは、学校はもとより保護者の負担軽減につながり、より一層、特別支援教育の普及と奨励が図られる。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理要綱」に別表物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○現在の制度では、特別支援教育就学奨励費を支給する際には保護者が負担した金額を確認する必要があるが、保護者がレシート・領収書等金額が確認できるものを紛失していた場合、本来補助対象となるものでも補助対象とすることが出来ない。 求める措置を実現することによってこれを解消し、「教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及を促すことを目的とする。」特別支援学校への就学奨励に関する法律の目的に沿った取扱いになると考えられる。
126	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることになっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲されることで、市が地域の実情に応じた就学前の教育・保育環境を一体的、包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、新潟県		山梨市、徳島県、沖縄県	○教育・保育の需要と供給は市町村の判断によるところが大きい。そのような市町村が認可すること、より合理的な判断の下で、より地域の実情に応じた園を整備することできると考える。また、法人としても、協議から認可取得までワンストップで行える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県		旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須崎市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大坂府、大阪市、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内市時期が違い、施設整備のスケジュールが保育所等の施設整備とずれが生じ、事業主体法人が負担する例や内市項目が補助基準額に満たない、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な解決に至っていない。 ○認定こども園の施設整備は厚生労働省と文部科学省の両府省が所管しており、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。 ○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。 ○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に事業を行う上で重大な支障となった。 また、厚生労働省が保育所等申請手続きに必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きくなり、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方で修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事業は非常に煩雑である。 ○本市においても、施設整備費の所管が分かれていて、申請書類も双方で分岐しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず、共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 またH29年度に文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の増設に大きな支障となっている。 【申請業務(市町村)上の支障】 幼稚園施設認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共同部分は、クロス参照により重複している。具体的には、保育室やトイレなどの共用部分ごとに定員および按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査業務(県道庁)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制約にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【コストの面の制約】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も大きくあり、細かな事務手続きの簡素化は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられる。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、事体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業感覚が理解しづらい構造となっている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事業は非常に煩雑である。 ○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要がある。整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。 また、交付金を一元化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考える。 ○保育施設と一体的に学費保育室を整備する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども・子育て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が類似しているものの、対象経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。 ○施設整備と同時に、補助申請先が一元化していることにより、事業者の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 そのため、一元的な対応が必要だと考える。 ○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく県までの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○この点のとり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。 ○幼稚園施設認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の算分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事業負担は大変煩雑なものとなっている。 ○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園整備交付金は、県を經由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中に新たな整備箇所が発生する。又は工費費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算残額で執行が困難であるにもかかわらず、認定こども園整備交付金では県の補正・追加などの予算措置が必要となり、すくなくとも対応できないといった事態が想定される。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になるとは思われ、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利な場面もあることから、認定こども園施設については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年判定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしたいといったこと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にずれが生じており、県内の整備案件において支障を来している。 ○都道府県による予算措置についても、同一施設にも関わらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明確となっている。また、直接補助に統一することにより、市町村において急ぎ必要となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに対応することができると、将来の財源処分手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化、明確化されると考える。 ○認定こども園整備交付金については、防犯対策事業のメニューが追加された際に、県予算への計上が必要であったことから、国への要望時期が遅くなった。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の本市における認定こども園施設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。 ○国において、事務の統一や対象費用の按分の取扱いの明示等がされたところであるが、依然として、各省担当分の算定や関係団との整合性の確認等に時間を要している。 一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善 等加算の認定事務等 の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に關 する認定事務等を簡素化するこ と。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育 士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件とな っているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村におい て処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村にお いて当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、茨 城県、群馬 県、新潟県		盛岡市、仙台 市、福島市、い わき市、須賀川 市、石岡市、ひた ちなか市、川口 市、練馬区、川 崎市、石川県、 須坂市、山梨 市、豊田市、大 阪府、大阪市、 兵庫県、神戸 市、伊丹市、玉 野市、山口市、 山陽小野田市、 徳島県、北九州 市、松浦市、宮 崎市、沖縄県	○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法 人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。 ○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育 士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリア アップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっ ている。 ○当市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。 ○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。 ○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではある が、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨いでいる状況であ ることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。 来年度の無償化等に伴う事務が増えてくる為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた 早急な対応をお願いしたい。 ○本市においても同様に膨大な事務量となっている。 ○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。 ○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験 年数が長いほど他施設での取得の必要が多くある。さらに、他自治体の圏へ転職した 際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よっ て、このような事務負担を簡素化できるような全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。 ○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制 度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方 を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が資金改善 の見込みや実績を額を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。 ○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。 ○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正がある ため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。 ○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認 定にも時間を要している。 そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながると思 える。 ○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部 署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることか ら、簡素化について賛成します。 ○当市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化すること で、当該事務の円滑な執行が可能となる。 ○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の 勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受 講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量と なっている。 ○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要 な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する 認定までが長期化・複雑化している。 ○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、 手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続き の簡素化は必要不可欠である。 ○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設へ の指導等に係る事務が膨大となっている。 ○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」が ある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果 を上げている。 しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、 認定の審査は、市町村⇒都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。 特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得 られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見 や要望もきている。 また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。 事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。 また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでの ような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の模展開 など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。 ○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の 勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受 講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量と なっている。 ○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等 一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改 善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。) ○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。 また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じてい る。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
148	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	・専門的な知識とスキルを持った人材による通年指導により、英会話など教科の領域の一部だけでなく、英語4技能(聞く・話す・読む・書く)を効率的に指導することが可能となる。 ・教科の領域すべてを教授可能とすることで、教員の負担軽減につながる。 ・地域人材を活用することで地域と学校が連携し、「地域に開かれた学校づくり」を推進することができる。	教育職員免許法第3条の2一号	文部科学省	長野県		福島県、川崎市、相模原市	○専科指導を行う教員は週24コマの授業を担当することが要件となっているが、学級数の減少等により充足することが困難なケースが散見される。また、その要件を満たすために近隣の学校を訪問しようとしても、地理的に広範囲で移動等にも時間がかかり困難な場合があり配置できない。平成32年度の全面実施を見据え、英語専科指導教員とチーム・ティーチング等により実践に取り組みたいが、学級担任の授業担当に制約があるため、実践研修や評価活動等を中心に英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。 ○英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用する場合、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。小学校においては、英語指導の経験が豊富な学級担任が不足しており、教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。
151	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。 しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	教員の失職による教育現場への悪影響を防げる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		福島県、新潟県、富山県、山梨県、多治見市、田原市、京都府、泉大津市、玉野市、徳島県、香川県、高知県、北九州市、熊本市	○非遵行為等なく、何ら勤務状況に問題がない者が、更新手続を行わなかっただけで失職することとは、懲戒免職者と比較して著しく均衡を失うものであり、教育現場への悪影響等も勘案し、失職の猶予等の救済措置を設けるべきである。 ○制度の誤解により、免許失効・失職となった教員がいる。周囲への影響が大であることに加え、正規教員として再び復職するためには、教員採用検査を再度受験しなければならず、当該教員にとって負担が大きくなる。 ○免許状の有効期間や延期申請の扱いが複雑で、十分に理解されていない。免許が失効すると、現職教員は失職するため、生徒や学校に多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。救済措置を設けることで、本人、教育現場への悪影響を防ぐようにしていただきたい。
152	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないと、免許の更新手続を行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。	教員経験豊富な者を産育休等の代替職員として速やかに確保することができる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		旭川市、福島県、須賀川市、横浜市、福井県、多治見市、静岡県、京都府、大阪府、泉大津市、徳島県、香川県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	○現職教員が産育休や病児休職を取得する際に、代替教員を確保する必要があるが、最近の景気の回復傾向もあって講師を確保することが難しくなっている。 また本県では50代の教職員が4割弱で、ここ数年退職者が増加する見込みである。 経験豊かで能力のある教職員を確保するためにも、これらの退職者に対し再任用を依頼しているが、免許更新を行わない者や免許状が休眠となっている者もあり、前述の産育休などの代替教員を配置する際、支障をきたしている。 ○現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないと、免許の更新手続を行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。 ○本市でも、産育休等の代替講師の確保には苦慮しており、教員実務経験者である60歳以上の方を教員免許状更新制の適用対象外とすることで、今以上にスムーズな講師の確保が期待できる。 ○現職教員が産育休等を取得する際、その補助教員の確保が必要となるが、特に、年度途中に教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも補助教員を依頼することが多い。しかし、これらの者の中には、退職後に、免許の更新手続を行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、補助教員候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となってくる。 ○教員免許更新講習は、受講義務者である現職教員の他、過去に教員として勤務した経験のある者、教員としての採用が見込まれる者、対象施設で保育士として勤務している者等が受講できるが、これ以外の者は、更新講習を受講できない。このため、教員として任用を希望する者でも、更新講習を受講できないため任用できず、人材の確保が困難である。 ○60歳以上の実務経験豊富な教員については、免許更新制度の対象外とすることで、学校現場における人員確保が容易になる。また、更新対象者が増加している状況において、他の現職教員等がより確実に更新講習を受講できる環境が望む。 ○本県では、経験豊かな退職教員の活用を図るため、マイスターバンク制度への登録を推進しているが、今後、更新手続きの煩わしさから更新をしない者が少なからず出てくることが懸念される。教員免許状が有効でなければ、産育休休等の代替教員の速やかな確保が難しくなる。 ○教員不足については本市も例外ではなく、教諭及び時間講師の任用も困難となっている状況である。 この規制緩和により、教員不足の解消にも繋がることから、実施を希望する。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
155	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大 学校から大学への編 入学	学校教育法第124条中、「他の法 律に特別の規定があるものを除 く」から職業能力開発短期大学 校を除外し、修了者の大学への編 入学を可能とする。	・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学、高等専 門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められて いるが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課 程修了者については認められていない。 ・平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において 職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する 場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2 年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長 さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めな い。 ・本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名 を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する 機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学 への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保して おり、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。	・職業能力開発短期大学校の進学先としての魅力向上により、地元で学び、 地元の企業を知り、地元で就職する産業人材が増える。 ・職業能力開発短期大学校において基礎技術を習得した後、大学に編入学 することで、高付加価値な製品の開発に資する研究開発力を兼ね備えた人 材の育成・確保が可能となり、当県のものづくり産業の持続的な発展に資す る。	・学校教育法第124条 (他類型の学校から大 学への編入学につい ては、第108条第7項、 第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付 け26文科高421号文部 科学省高等教育局長 通知	文部科学省	長野県、日 本創生のた めの将来世 代応援知事 同盟		神奈川県、静岡 県	○各都道府県の職業能力開発施設はものづくりや建設業をはじめとする地域産業の人材確保・育 成や流出が続く地方の若年層の地元定着に大きな機能を有している。 しかしながら、近年学歴に結びつかない等から高校卒業者の進路の選択肢として除かれ、新卒の 応募者が減少する傾向にある。編入学を通してさらに高レベルの技術・知識の習得や学歴につな がる道を示すことができれば、訓練生の確保や訓練生の意欲の向上につながると思われる。 大学編入学等への道が開ければ社会人の能力開発の受け皿としても幅が広がり、リカレント教育 の充実につながることも考えられる。 本県の場合、農業研修施設である農業大学校は「専修学校」となっており、今春1名が地元大学農 業部の3年次編入を行い、更に、編入学の取り組みが出来るよう、大学、農業大学校ではカリキュ ラムのすり合わせ作業を行いなどすでに効果を上げている。 本提案を皮切りに、今後職業能力開発施設でも同様に編入学可能となれば、全国の各地方にある 人材育成資源の有効活用を図り、各地域での若者定着や人材確保・育成につながる意義の大き な提案であることから賛同する。 ○本県の職業能力開発短期大学校は、2年間の訓練期間により、ものづくり分野の中小企業に とって必要な、研究・開発部門と生産部門の双方の立場を理解できる実践的な技術者を育成する カリキュラムとなっている。 訓練生の適性によっては、卒業後に、上級学校での研究・開発部門に係る修学の道を選択肢の 1つとして確保する必要がある。 現状では、職業能力開発促進法で規定している職業能力開発大学校の応用課程(2年課程・全国 10校)へ応募が可能であることのみで、一般的な大学への編入は認められていない。 職業能力開発短期大学校の卒業生についても一般大学への編入を可能とさせ、当該短期大学 校の魅力を上昇させることにより、本県のものづくり人材確保・育成に繋げていく必要がある。 ○本県の工科短期大学校においても、以前、九州工業大学修士課程等への進学を考えた学生 が、九州職業能力開発大学校応用課程を経由し修士課程へ進学をした経緯がある。編入学が可 能となれば、学士修得段階から、修士課程における研究に直結する高度な教育を受けられ、大き な教育効果が期待できる。 ○本県では、2021年4月の開校を目指し、職業能力開発短期大学校の設置を進めており、学び続 けたい学生への支援策も検討している。短期大学校修了生が、大学の3年に編入することが可能 となれば、短期大学校の存在価値や修了生の進路選択の自由度に大きく寄与する。今後、ますま す進む技術革新に対応できる、より高度な技術・技能を持つ人材は、我が国のものづくりを支える 貴重な戦力となる。
226	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	宗教法人の解散に伴 う清算手続における 公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に 定める清算手続における公告に ついて「少なくとも三回の」を削除 し、1回の公告で可とすること。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人 の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態に ある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題と なっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任 意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があ り、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須と なっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が 大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的に も事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法 人格の整理遂行の支障となっている。 なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三 回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	解散手続の簡素化及び金銭的負担の軽減、不活動宗教法人の法人格整理 の推進に資する。	宗教法人法第49条の 3	文部科学省	栃木県、福 島県、群馬 県、新潟県		青森県、石川 県、大阪府、徳 島県、香川県、 愛媛県、福岡 県、大分県	○本県においても、所轄の宗教法人から解散についての相談を年数件受けているが、清算時の官 報公告に係る費用について説明すると、どの法人も手続を進めることに難色を示す。そのため、相 談を受けた後解散に着手する法人は少ない。 解散を要する法人の多くは資力に乏しく、解散に係る費用を清算人となった代表役員個人が支弁 せざるを得ない場合もあるため、費用負担の軽減は喫緊の課題と考える。 また、本県においては官報公告を取り扱う事業所が一つしかなく、遠方に所在する法人の負担と なるため、公告回数を減らすことで事務負担の軽減を図る必要がある。 ○本県においても、近年、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており 、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。こうした中、官報公告を3回行うことは 金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、不活動状態の解消が進まない一因となっている。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
229	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これも2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。	認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。 保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともにスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができ、待機児童の解消に寄与することもできる。	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援事業同盟		旭川市、いわき市、須賀川市、沼志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大坂府、大坂市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、前年度の統一化事業では本市が報道されている。 ○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に設計費の削減費や施設整備の補助が受けられず、事業主(法人)が負担する例や内示額自体が補助率額に達しない、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的見直しを要している。 ○文部科学省と厚生労働省がそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの担当施設の手続きなどによって相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。特に、文部科学省と厚生労働省がそれぞれ事前協議、申請、書類審査を提出しなければならぬ事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるための改善が必要であると考ええる。 ○施設整備の所有権が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。 ○1つの認定こども園の改修・改築に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。 ○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の担当部署は一元化している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分断していることで、相当な事務負担が強いられる。 ○本市で現在予定している所補助金を活用した施設整備においても、それぞれの市で補助金の要綱要領の内容が若干異なることで、直接補助と間接補助の違い等の制約が複雑化することによる事務負担の増加が顕著になっている。 ○本市においても、従来市同様事務が複雑化し、対応に苦慮している。 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならず、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が別々になることも改善が必要である。 申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複して行っているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築計画が変更になる場合あり、重複按分にも影響があるケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。 ○事務の簡便化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や重複交付金等の事もなくなり、自治体にとっても国にとってもメリットが大きい。 ○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と財源が別れていることで事務が煩雑である。 ○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。 ○平成22年度、文部科学省の考査不応により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。 また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きくなり、幼稚園部分は対象とならない経費があることや、按分計算をする間に一方での修正(他年度の補助金額に影響を及ぼすことがある)の課題も生じている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。 ○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、19年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 【○申請実施(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明細(年度ごとの内示額)を提出する必要がある。具体的には、最終年度には、最終年度やその前年度の共同部分ごと一定額による按分計算を行い、その結果を合計して施設整備の最終額を算出し、幼稚園部分を算出し、補助率を計算している。 同一の法律に基づく同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【○申請実施(市町村)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づいて協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、どのような経緯による共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他年度の補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまで国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が認められ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考えられる。 【参考】 ■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村へへの直接補助 ■幼稚園整備交付金(文部科学省所管)：国から都道府県を経由して市町村への間接補助 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」国から都道府県を経由して市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとって事業経費が煩雑になり、負担となっている。 ○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考ええる。 ○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要があるが生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。 また、交付金を一元化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 ○保育所部分は厚生労働省の保育所等整備交付金、幼稚園部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金に分ける必要があることで、算定に時間を要し、事務量が倍となり事務に負担を強いっている。また、それぞれの省庁の予算状況により一方の交付金額に圧縮がかかることもあり、財源が不安定で、各園の工事規模によって圧縮した補助額を按分する必要があるなど、さらに事務を複雑にする要因となっている。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。 ○事業者からすれば「認定こども園」という施設をやるだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめる都道府県においても煩雑な事務が生じ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変複雑なものとなっている。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利な点となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、事業時期等の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしたいといったこと、恒久的な事業として位置づけ、平成27年度以降は継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。 ○本市においても、当該要綱に照し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。 ○同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別する必要がある。以前よりも按分の算出方法が明確になったとはいえ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるののに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。 また、それぞれで異なる取り扱いがなれるため、財産処分についてもそれぞれ異なる取り扱いになってしまっている。 都道府県による予算配分についても、同一整備案件にもかかわらず、指図書で異なるもの、その違いもに付いてまい、不明瞭となっている。また、直接補助に統一することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに対応することができ、さらに、将来の財産処分手続きも、幼保両者が直接補助として市町村で申請でき、簡便化、明確化されると考える。 ○当該内容においても、1号認定の定員が増えないことから保育所の増設部分が認定こども園施設整備交付金の対象とならず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張の通り、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園開設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一時的に予定額の90%に圧縮されると、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなれておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
283	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。	現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な額を交付してしまう事態を防ぐことができる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)	旭川市、花巻市、いわき市、須賀川市、吾志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山梨県、豊田市、田原市、華津市、大原市、大原市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島市、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、熊本市、宮崎市	○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例があり、関係団体の統一化等については根本的な解決に至っていない。 ○本市においても一昨年度同様の事業が発生しており、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金制度の一本化を求める。 ○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内外時期が異なるため、施設整備のスケジュール的に教育委員会や関係府県の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内務省自らが補助基準額に達しない為、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の根本的な解決に至っていない。 ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き業務が煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの担当部署の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならない事務作業が負担になっている。認定こども園の整備に係る交付金一元化できれば事務作業の負担が軽減されるため改善が必要であると考える。 ○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。 ○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることにに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分れていることで、担当部署負担が増えている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要がある。事務が非常に煩雑となっている。 ○本市においても、認定こども園の施設整備において、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○本市においても、申請に係る事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な補助金額となる事態を防ぐことができる。 ○本市においても、提案内容等に事務局が関係なし、対応に苦慮している。 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の按分には相当の時間を要し、申請先が気づくことも改善が必要である。 申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されており、対応に苦慮しているため改善が必要である。 ○認定こども園施設整備交付金の申請にあたり、厚労省と文科省に分けて申請するため、事業費を重複按分しなければならないほか、竣工時の建築確認検査等において建築面積が当初から変更となる場合、再度事業費を按分し変更申請等をする必要があり、施設設置者及び市における事務負担が煩雑になっている。 ○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事業も単純化し、自治体にとってもメリットは大きい。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚生労働省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないことと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。 ○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園園分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となつた。 また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象外ならぬ経費があることや、按分計算をする際に一方の修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と財源が別になっており、事業は非常に煩雑である。 ○本市においても、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず、共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、昨年度に文部科学省部分の交付金が過剰交付となつたため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の申請に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分(例えば、トイレなど)は、両省に別々に申請する必要がある。また、トイレなどの共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合計して施設全体の保育所機能部分、幼稚園機能部分を算出し、補助金を計算している。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の申請に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ実施して行くと、非効率的な状況にある。また、安心・とも基金の確保が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する意欲も高まっており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助 ■幼稚園機能部分 ○認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)：国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚労省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備費であるにもかかわらず、2つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が複雑しづらい構造となっている。 ○本市においても保育所機能部分と幼稚園機能部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して2重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、2つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が過剰交付となつた事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。 ○本市においても同様の支障事例がある。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助金を申請するにあたり、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることから、単一施設の整備であるにもかかわらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費の違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利益となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により差額対話が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、差額に対する交付金という仕組みは、長期的な事業として位置づけ、平成29年度以降も継続していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚生労働省が所管する保育所等整備交付金の2つの交付金を受ける申請を行っているが、申請を2省庁にそれぞれ行わなければならないこと、同一の事業であるにも関わらず、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないこと等、事務の煩雑さに苦慮している。 また、協議や交付申請の時期もそれぞれであり、双方の内示や交付決定が揃わなければ、事業が滞ってしまう等の問題もあるため、市のみなす。事業計画においてもスケジュール管理に支障を生じている。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の本市における認定こども園施設事業において、認定こども園施設整備交付金のみで一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安定・不償感が生じている。

